



2023年11月

フェアコンサルティンググループは、世界 19 国/地域・33 のグローバル拠点を、提携ではなくフェアコンサルティングの直営拠点として展開しています。そのうち、東南アジア・インド・オセアニア各国の情報を本ニュースレターにてお届けします。現地の情報収集目的などにご活用ください。

今月の掲載国は、以下のとおりです。（五十音順。国名をクリックすれば該当ページへ飛びます。）

[インド](#)、[インドネシア](#)、[オーストラリア](#)、[シンガポール](#)、[タイ](#)、[ニュージーランド](#)、[フィリピン](#)、[ベトナム](#)、[マレーシア](#)



### インド

#### Significant Economic Presence について

Significant Economic Presence(重要な経済的存在,SEP)とはデジタル、電子商取引のビジネスモデルがもたらす課題に対処するため、インドで事業を行う非居住者に適用されている概念であり、2018年に導入されました。過去10年間で様々なビジネスモデルが形成され、非居住者がインドの居住者を顧客とするデジタル、E コマース事業活動によって生じるインド政府の歳入漏れを防ぐことが目的です。

SEP のルールは、①取引または活動に関する契約がインドで締結されている、②非居住者がインドに住居または事業所を有する、③非居住者がインドでサービスを提供するといった通常の要件に関わらず適用されます。

当該ルールでは、インド政府は非居住者に対する所得税の課税範囲を拡大し、SEP を有する非居住者はインドにおいて Business Connection(事業関連性)を有するとしています。従って、納税者が租税条約上の優遇措置を受けることができる場合を除き、インドにおいて課税対象となるので注意が必要です。

SEP の導入で下記の条件に当てはまる場合は、インド国内で課税対象となる場合があります。

1. 非居住者がインド国内の居住者との間で前課税年度に行った物品、サービス、財産に関する取引（インド国内におけるデータまたはソフトウェアのダウンロードの提供を含む）から生じる合計額が2,000 万ルピーを超える場合
2. 体系的かつ継続的な勧誘、交流に従事しているユーザー数が30 万を超える場合

但し、上記の規定はインド所得税法の規定となっており、日印租税条約の規定である「PE なければ課税なし」という原則を否定するものではなく、インドにおける課税について適用される租税条約の規定が優先されます。日本は租税条約適用国のため、PE が存在しない場合は2,000 万ルピーを超える取引があった場合でも課税されることはなく申告も必要ありません。

**Fair Consulting India Pvt. Ltd.**

Unit No.138, 139 & 140 , 1st Floor, JMD Mega Polis, Sector 48, Sohna Road, Gurgaon,  
Haryana 122-002 INDIA

Tel : +91 124 410 2637

岩瀬 雄一（日本国公認会計士） [y.iwase@faircongrp.com](mailto:y.iwase@faircongrp.com)

今井 美紗子（コンサルタント） [fu.imai@faircongrp.com](mailto:fu.imai@faircongrp.com)

 **インドネシア**

**1. 経済法令**

**2024 年州最低賃金発表**

2023 年 11 月 22 日（水）現在、インドネシアの 34 州のうち、30 州が 2024 年の州最低賃金（UMP）を発表した。UMP がまだ発表されていないのは、マルク、中部カリマンタン、山岳パプア、および南パプアである。

2024 年の UMP の最高額は、前年比 3.6%増の 506 万 7 千ルピア（約 4 万 8 千円）に達したジャカルタ特別州である。また、北マルク（前年比 7.50%増）とジョグジャカルタ（前年比 7.27%増）が、2024 年に最も増加率が高い州となった。県・市別の最低賃金（UMK）は 2023 年 11 月 30 日までに発表される予定である。

UMP は、各州内の労働者の賃金の最低基準であり、知事によって決定される。一方、UMK は、各県・市で適用される労働者の賃金の最低基準であり、県・市長が提出し、知事によって決定される。UMK の計算結果が UMP を上回る場合、知事は UMK を UMP よりも高い金額に設定することができる。

州別	州最低賃金（UMP）		
	2024 年	2023 年	上昇率
ジャカルタ	Rp5,067,381	Rp4,891,294	3.60%
パプア	Rp4,024,270	Rp3,864,696	4.13%
中部パプア	Rp4,024,270	Rp3,864,696	4.13%
バンカ・フリットゥン	Rp3,640,000	Rp3,498,479	4.05%
北スラウェシ	Rp3,545,000	Rp3,485,000	1.72%
アチエ	Rp3,460,672	Rp3,413,666	1.38%
南スマトラ	Rp3,456,874	Rp3,404,177	1.55%
リアウ諸島	Rp3,402,492	Rp3,279,194	3.76%
南スラウェシ	Rp3,400,000	Rp3,385,145	0.44%

州別	州最低賃金（UMP）		
	2024 年	2023 年	上昇率
ゴロンタロ	Rp3,025,100	Rp2,989,350	1.20%
西スラウェシ	Rp2,914,958	Rp2,871,794	1.50%
南東スラウェシ	Rp2,885,964	Rp2,758,984	4.60%
バリ	Rp2,813,672	Rp2,713,672	3.69%
西スマトラ	Rp2,811,450	Rp2,742,476	2.52%
北スマトラ	Rp2,809,915	Rp2,710,493	3.67%
中部スラウェシ	Rp2,736,698	Rp2,599,546	5.28%
バンテン	Rp2,727,812	Rp2,661,280	2.50%
ランブン	Rp2,716,496	Rp2,633,284	3.16%



西バブア	Rp3,393,000	Rp3,282,000	3.38%	西カリマンタン	Rp2,702,616	Rp2,608,602	3.60%
南西バブア	Rp3,393,000	Rp3,282,000	3.38%	ベンクル	Rp2,507,079	Rp2,418,280	3.67%
北カリマンタン	Rp3,361,653	Rp3,251,703	3.38%	西ヌサテンガラ	Rp2,444,067	Rp2,371,407	3.06%
東カリマンタン	Rp3,360,858	Rp3,201,396	4.98%	東ヌサテンガラ	Rp2,186,826	Rp2,123,994	2.96%
リアウ	Rp3,294,625	Rp3,191,662	3.23%	東ジャワ	Rp2,165,244	Rp2,040,244	6.13%
南カリマンタン	Rp3,282,812	Rp3,149,977	4.22%	ジョグジャカルタ	Rp2,125,898	Rp1,981,782	7.27%
北マルク	Rp3,200,000	Rp2,976,720	7.50%	西ジャワ	Rp2,057,495	Rp1,986,670	3.57%
ジャンビ	Rp3,037,121	Rp2,943,000	3.20%	中部ジャワ	Rp2,036,947	Rp1,958,169	4.02%

## 2. 経済・社会ニュース

### 【2023年の人間開発指数、前年から0.84%上昇】

2023年、インドネシアの人間開発指数（HDI）は74.39となり、前年から0.62ポイント（0.84%）上昇した（前年は73.77）。2020年から2023年までの平均成長率は0.72%である。この増加は、HDIのすべての項目で見られ、特に「長寿で健康な生活」、「知識へのアクセス」、そして「一定の生活水準」の向上が挙げられる。

「長寿で健康な生活」の項目では、2023年の出生時平均余命73.93年で、前年比0.23年増加した。「知識へのアクセス」の項目では、2023年の予測就学年数（EYS）と平均就学年数（AYS）が増加している。一方で、「一定の生活水準」の項目では、年平均実質1人当たり支出が420千ルピア（3.66%）増加した。

### 【BI、2024年のインフレ率は3.2%に上昇すると予測】

インドネシア中央銀行（BI）は、2024年を通じて、世界と国内の両方でインフレ圧力が高まると予測している。ペリー総裁は、世界のインフレ率は低下傾向にあるものの、依然として高い水準にあると指摘した。2023年第3四半期の世界のインフレ率は、前年同期比5.4%に達した。第4四半期の予測では、前年同期比5.1%とわずかに低下する見込みである。

ペリー総裁は、この高いインフレは、地政学的な緊張によるエネルギーおよび食料価格の上昇が原因であると述べた。先進国では引き続き積極的な金融引き締めが行われているが、BIは世界のインフレ率が2024年後半になるまで下降する可能性があるとして予測している。

ペリー総裁は、国内ではインフレ率が予測よりも迅速に後退し、しっかりと管理されていると報告した。2023年第2四半期、インドネシアのインフレ率は年率で2.28%まで低下し、2023年第4四半期には若干上昇して2.56%になると予測されている。これらの予測から、ペリー総裁は年末までにインドネシアのインフレ率が2.84%に達し、2%～4%の目標範囲内で維持されるとの見通しを示している。

また、2024年は3.20%に上昇すると予測している。この予測は2023年のインフレ予測よりも高い水準である。ペリー総裁は、BIが金利と為替レートの金融政策を通じて、インフレを抑制すると述べた。

### 【インドネシア、東南アジア最大の浮体式太陽光発電所を稼働】

インドネシアの国営電力会社 PLN とアブダビの再生可能エネルギー企業マスダールは、西ジャワ州チラタダムで 145 メガワットの浮体式太陽光発電所を稼働させた。1 億 4300 万ドルのプロジェクトは、250 ヘクタールの水面に 34 万枚のソーラーパネルを設置し、年間 245 ギガワット時の発電を見込む。ジョコウィ大統領はこれを東南アジア最大かつ世界 3 位の規模と評価した。発電所は年間 21 万 4000 トンの二酸化炭素排出を削減する見込みである。

インドネシアは 2025 年までに再生可能エネルギーの割合を 23%に引き上げる計画で、チラタ発電所を 500 メガワットに拡張する計画も進んでいる。このプロジェクトは、インドネシアが二酸化炭素排出削減に貢献していることを示すものであり、また再生可能エネルギーに焦点を当てた Just Energy Transition Partnership (JETP)計画とも合致している。インドネシアは石炭に重点を置いてきたが、関係者はよりクリーンなエネルギーへの移行に前向きである。PLN とマスダールは、今後も再生可能エネルギープロジェクトでの協力を模索している。

### 【新首都周辺都市、不動産ニーズ拡大】

不動産テクノロジー企業 99 グループの最新の調査によれば、インドネシアの新首都（IKN）近郊の不動産需要が著しく増加している。バリクパパンが最も高い需要を記録し、57%（年初来）の成長を達成し、一方サマリダが 1%（年初来）のわずかな増加にとどまった。バリクパパンの年間不動産成長率は 149.8%、サマリダは 28.7%（昨対比）である。サマリダやバリクパパンなどの大都市は、特に土地付きの住宅の需要が高まっている（各地で 48.1%と 59.4%となっている）。

ボンタン（60%）や東クタイ（33.3%）などの他の都市も土地付き住宅の需要が顕著に表れている。一方、土地付き住宅の需要は低いが、空き地の需要が高い地域には、ペナジャム・パセール・ウタラ（88%）、クタイ・カルタネガラ（86.7%）、ベラウ（62.9%）などがある。

#### PT FAIR CONSULTING INDONESIA

16th Floor MidPlaza 1 Jl. Jend Sudirman Kav 10-11 Jakarta 10220 Indonesia

TEL : +62 21 570 6215

加藤 寛（日本国公認会計士） [hi.kato@faircongrp.com](mailto:hi.kato@faircongrp.com)

Pahala Alexandra Lumbantoruan（Alex、コンサルタント） [alexandra@faircongrp.com](mailto:alexandra@faircongrp.com)



YouTube で動画公開しています。

<https://youtu.be/ZnNuGrKXb4U>



### オーストラリア

#### 1. 最近の出来事 総集編（2023年10月14日～11月17日）

- オーストラリアと中国との貿易取引についてです。2020年以降、オーストラリアと中国の外交上の関係性が悪化し、ワインの輸出時に107%から212%の関税がかけられるなど、経済に影響がでています。11月4日から7日にはアルバニージ首相がオーストラリアの首相としては2016年以降初めて中国に訪問し、習近平国家主席との会談が行われました。オーストラリアのワイン業界にとっても極めて重大な局面を迎えております。
- 11月7日（火）は163回目のメルボルンカップが開催されました。1着賞金はAUD4.4Mとなっており、オーストラリアで最大のレースとなっております。優勝はWITHOUT A FIGHTで日本のブレイクアップは16着でした。
- ATO（Australian Taxation Office）は法人税の納付状況についてのレポートを発表しました。それによると、2022年6月期の大企業が支払った納税額はAUD83.8bnとなりました。2021年6月期に比べて22.2%の増加となり、当該レポートの報告開始以来最高額となったと発表がありました。
- Meat and Livestock Australia (MLA)によると、今年、牛の価格は60%、羊の価格は70%下落しています。一方で、スーパーマーケットでの牛肉の価格の下落は8%となっており、卸売りと小売りとで価格の不均衡が生じております。

#### 2. クリスマスパーティー等におけるFRINGE BENEFIT TAX (FBT) の免除

47%と高い税率が課されるFRINGE BENEFIT TAX (FBT) ですが、特定の場合に免除を受けることができます。本稿ではクリスマスパーティー等におけるFBTの免除について概要を紹介します。

- 会社で開催されるクリスマスパーティーに係る費用は、一定の要件を充たす場合にFBTが免除となる可能性があります。
- 具体的には、接待飲食費について「50-50 split method」（注）を採用していない場合、以下の条件を充たせば**FBTが免除**となります。
  - ・ クリスマスパーティーの飲食に係る費用であること
  - ・ **営業日**に提供されていること
  - ・ **事業敷地内**で提供されていること
  - ・ **現在の従業員**に対して提供されていること（従業員の家族や親戚等への提供は免除の対象になりません）
- 上記の他、パーティー費用やクリスマスギフト費用がそれぞれ従業員**1人当たり300豪ドル未満**の場合は、所定の条件を充たすことで**FBTを少額免除**することができる可能性があります。この少額免除は従業員だけでなく**従業員の家族や親戚等も対象**となります。なお、この300豪ドル未満か否かの判定は、パーティー費用とクリスマスギフト費用を合算せずそれぞれで行います。

（注）FBT年度中（毎年4月～翌年3月の1年間）における全ての接待飲食費（従業員または顧客等のいずれに提供されたかに関わらず）の50%を課税対象額とする方法





### Fair Consulting Australia Pty Ltd.

Level 31, 120 Collins Street, Melbourne VIC 3000 Australia

Tel : +61 3 9225 5013

讃岐 修治 (豪州公認会計士) [sh.sanuki@faircongrp.com](mailto:sh.sanuki@faircongrp.com)

鳥居 裕司 (日本国公認会計士/米国公認会計士/豪州・ニューージーランド国勅許会計士)

[hi.torii@faircongrp.com](mailto:hi.torii@faircongrp.com)

横山 春紀 (日本国公認会計士) [ha.yokoyama@faircongrp.com](mailto:ha.yokoyama@faircongrp.com)

YouTube で動画公開しています。

<https://youtu.be/7ORNm--fGSc>



### シンガポール

#### 低賃金労働者の賃金上昇に向けた取り組みについて

シンガポール政府は NWC (National Wages Council : 国家賃金審議会) の低賃金労働者の賃金上昇に向けた取り組みに関するガイドラインに合意しました。

背景として、労働市場の拡大に対して、シンガポールの GDP 成長率は低い見込みであり、世界経済の不確実性も高いことから、インフレや生活費の上昇に対する労働者の懸念に対処するため、持続的な賃上げが雇用主に求められています。一方で、シンガポール政府は、コスト上昇が一部企業に悪影響を及ぼす可能性も考慮し、各社の業績等に基づいた企業向け賃金ガイドラインを支援しています。また、低～中所得者への特別一時金も検討しています。

更に、シンガポール政府は全ての企業に対して、FWS (Flexible Wage System) の導入を推奨しており、これにより賃金決定の柔軟性を上げることが期待されています。MOM (Ministry of Manpower : 人材開発省) の Web サイトではガイドブックの実践方法が提供されており、企業は当局へアドバイスを求めることも可能です。

なお、NWC が推奨する賃金上昇は、事業の持続可能性と低賃金労働者の賃金増額のバランスをとるものであり、所得格差を縮小する取り組みを強化します。シンガポール政府は NWC 等と協力し、シンガポール国内の事業の生産性と競争力の確保、労働者の賃金上昇を継続的に目指す予定です。

**Fair Consulting Singapore Pte. Ltd.**

8 Temasek Boulevard #35-02A Suntec Tower Three, Singapore

TEL : + 65 6338 3180

道中 泰雄 (日本国公認会計士/公認内部監査人) [ya.michinaka@faircongrp.com](mailto:ya.michinaka@faircongrp.com)

伊藤 潤哉 (日本国公認会計士) [ju.ito@faircongrp.com](mailto:ju.ito@faircongrp.com)



YouTube で動画公開しています。

<https://youtu.be/T3Jp3zldM80>



**タイ**

**2024 年から 2027 年の EV 普及支援策の承認**

2023 年 11 月 1 日、タイ国内での電気自動車 (EV) 生産を支援することを目的とした EV 普及支援策「EV3.5」が国家電気自動車政策委員会により正式承認されました。

「EV3.5」は、2023 年末を期限とする「EV3.0」に続く EV 普及支援策の第 2 フェーズとなり、2024 年から 2027 年までの期間を対象として、電気乗用車、電動ピックアップトラック、電動バイクの購入に対する販売補助金の支給、物品税率と関税率の引き下げなどの優遇措置を定めています。

「EV3.5」における優遇措置は、下記の通りです。

車両種類	価格	バッテリー容量	補助金	税務上優遇措置	
電気乗用車	200 万 THB 以下	50kWh 未満	2 万～5 万 パーツ/台	輸入関税を最大 40%引き下げ ※	物品税を 8%から 2%に引き下げ。
		50kWh 以上	5 万～10 万 パーツ/台	-	
	200 万～ 700 万 THB	-	-		
電動ピックアップ トラック	200 万 THB 以下	50kWh 以上	5 万～10 万 パーツ/台	-	-
電動バイク	15 万 THB 以下	3kWh 以上	5 千～1 万 パーツ/台	-	-

※2024 年～2025 年に CBU (完成車) として EV を輸入する場合。



なお、当該支援策を受ける自動車メーカーは、2026 年生産を開始する場合は輸入台数の 2 倍、2027 年に生産を開始する場合は輸入台数の 3 倍の国内生産が義務付けられております。

(タイ官報公表)

<https://www.thaigov.go.th/news/contents/details/74054>

### Fair Consulting (Thailand) Co., Ltd.

18th Floor, 29 Bangkok Business Center, Soi Sukhumvit 63 (Ekkamai), Sukhumvit Road,  
Klongton Nuae, Wattana, Bangkok, 10110 Thailand

Tel : + 66 2 726 9772

大谷 祐輔 (日本国公認会計士) [yu.otani@faircongrp.com](mailto:yu.otani@faircongrp.com)

山本 有里子 (コンサルタント) [yu.yamamoto@faircongrp.com](mailto:yu.yamamoto@faircongrp.com)



### ニュージーランド

#### GST 課税対象となる事業活動内容の登録義務化 (GST 還付金を継続して受け取っている個人事業主または企業が対象)

2023 年 11 月 7 日、ニュージーランド国税局 (IRD) より、GST 還付金を継続して受け取っている事業に対し、GST 課税対象となる活動 (Taxable activities) の登録を義務付けるとの発表がありました。対象となる事業主は以下の通りとなります。

- ① GST 登録時から、GST 還付金を 12 か月～24 か月間継続的にまたは頻繁に受け取っている事業主  
上記の要件に当てはまる場合、IRD から個別にレターが発行されるとの発表がありました (ただし、レター発行予定日及び内容については現時点で発表されておられません)。
- ② 直近過去 3 年間で、GST 還付金を継続的にまたは頻繁に受け取っている事業主  
上記の要件に当てはまる場合、IRD から個別にレターが発行されるとの発表がありました (ただし、レター発行予定日については現時点で発表されておられません)。その上で、以下の対応が必要となります。
  - GST 課税対象となる事業活動内容の詳細と、なぜ GST 還付が続いている(続いていた)のか IRD へ説明
  - 過去の GST 申告内容にエラーがあった場合、IRD へ任意での通知及び修正申告
  - GST 課税対象となる事業活動を行っていない場合、GST 登録の解除と過去分の修正を含めた最終 GST 申告





### Fair Consulting New Zealand Limited

Level 33, 23-29 Albert Street, Auckland Central, Auckland 1010, New Zealand

Tel : +64 9 985 5614

花本 聡子 (準オーストラリア国・ニュージーランド国勅許会計士) [sa.hanamoto@faircongrp.com](mailto:sa.hanamoto@faircongrp.com)

### フィリピン

#### 1. フィリピン最新情報

フィリピンでは、「ber」が付く「September (9 月)」、「October (10 月)」、「November (11 月)」、「December (12 月)」の4 か月を「Ber Months」と呼ぶ習慣がある。フィリピン人にとっては、9 月 1 日からクリスマスシーズンの開始を意味し、街中でクリスマスソングが流れ、クリスマスツリーが飾られる。日系企業の職場においても、クリスマスパーティーは重要視されている会社イベントであり、フィリピン人従業員にとっては欠かせない会社イベントである。

また、フィリピンでは「13 か月目給与」という労働法で定められている従業員の権利があり、会社は 1 月 1 日～12 月 31 日の 1 年間に従業員に支払われる基本給(Basic Salary)の 12 分の 1 の金額を 12 月 24 日までに対象従業員に支払わなければならない。

12 月のクリスマスに近づく、ひったくり被害、スリ、置き引き、睡眠薬強盗等、外国人を狙った犯罪も増加することもフィリピンに駐在する方は念頭に置いていただきたい。最新の安全対策情報は、在フィリピン日本大使館メールマガジンや「たびレジ」等を確認いただきたい。

#### 2. 不動産売却に伴う課税関係に関する新たな通達の発行について

2023 年 10 月 3 日、内国歳入庁(Bureau of Internal Revenue :BIR)は歳入覚書回状(Revenue Memorandum Circular :RMC) No.99-2023 を発行した。

主なポイントは以下の通り。

- 歳入規則(Revenue Regulation :RR)No.7-2003 で示されている通り、税法 39 条(A)(1)で定義されている資本的資産(Capital assets)に該当しない不動産は全て事業用資産(Ordinary assets)に該当する。
- 不動産の売買を事業目的としていない会社において事業用資産に該当する不動産の売却をした場合、売却益はその他の課税所得として法人税申告書にて課税される。
- 売り手において売却する不動産が事業用資産に区分されている場合、BIR Form 1606 を通じて源泉徴収税額を納付する必要がある。当該納税額は拡大源泉税の納付額として税額控除の対象となる。
- 譲渡契約書に対して印紙税も課税対象になるため、BIR Form 2000-OT を通じて申告・納税が必要。



- 事業用資産に該当する不動産の売却は、原則 VAT(付加価値税)の課税対象になるが、VAT 登録されていない個人が事業目的で当該不動産を使用する場合、かつ税法 109 条に列挙されている VAT の免税条件に該当する場合は VAT の課税対象とはならない。

### 3. TRRA(Taxpayer Registration-Related Applications)の機能について

2023 年 10 月 13 日、内国歳入庁(BIR)は歳入覚書回状(RMC)No.99-2023 を発行した。その目的は、BIR が用意しているオンラインポータルである TRRA(Taxpayer Registration-Related Applications)にて受け付けられている各種手続きに関する通知である。

以下の取引/手続において要求される提出書類は、TRRA ポータルを通じてオンラインでの提出が可能である。

- 大統領令第 98 号に基づく納税者番号 (TIN) の申請等
- OFW(海外にいるフィリピン人労働者)及び非居住者の登録
- ATP(Sales invoice や Official receipt の印刷権限)の申請
- 申請書様式 S 1905(BIR への登録情報の更新のためのフォーム)によるメールアドレスの更新
- 従業員等の登録情報の異動
- 旧姓の更新 (既婚女性の場合)

なお、アップロードするファイルは 1 ファイルあたり 4MB 以下にする必要がある等、細かな条件については BIR のホームページ( <https://www.bir.gov.ph/>)の情報を参照されたい。

### 4. 10 月中に発表されている会計・税務等に関する主な内容

発行日	発行元	通達番号	内容
10 月 5 日	PEZA	通達 No. 2023-054	フィリピン移民局(BI: Bureau of Immigration)が 2023 年 8 月 18 日に公表した通達 No. 2023-244 により、PEZA ビザ保有者がビザのダウングレード手続きをする際の無犯罪証明書(NBI クリアランス)の提出は不要と公表した。
10 月 18 日	SEC	Notice	SEC は Amnesty Program の申請を推奨すべき企業のリストを公表した。



### FAIR CONSULTING GROUP PHILIPPINES, INC.

Unit 2103, 21F, Philippine Axa Life Centre, 1286 Sen.Gil Puyat Ave. corner Tindalo St., Makati City, Metro Manila, Philippines 1200

TEL : +63 2 8832 5408

杉山 陽祐 (米国公認会計士・米国税理士) [yo.sugiyama@faircongrp.com](mailto:yo.sugiyama@faircongrp.com)

大久保 匠悟 (日本公認会計士) [sho.okubo@faircongrp.com](mailto:sho.okubo@faircongrp.com)

渡邊 悠 [ha.watanabe@faircongrp.com](mailto:ha.watanabe@faircongrp.com)



YouTube で動画公開しています。

<https://youtu.be/vB2uUlhhLDo&t>

### ★ ベトナム

#### 「ベトナムにおける会計制度について」

ベトナムにある法人は、ベトナム会計基準 (VAS : Vietnam Accounting Standards) に基づき、経理処理を実施する義務があります。ベトナム会計基準は、日本会計基準 (JGAAP) や国際財務報告基準 (IFRS) とは異なる点があります。

会計監査も含めて、ベトナム会計制度の基礎情報や特徴を記載いたします。

#### ベトナム会計基準の基礎情報、特徴など

会計主任	外資系企業は設立 2 年目以降、会計主任 (チーフアカウント) を任命する義務がある。会計事務所への委託、チーフアカウント資格保有者の直接雇用のいずれも可能。
決算期	3 月末、6 月末、9 月末、12 月末から選択 ※設立初年度または清算前年度であれば、最大 15 ヶ月間を会計年度として設定可能 ※会社設立申請時に、決算期を決定。設立後、決算期の変更は可能
勘定科目	ベトナム財務省が大項目 3 桁、中項目 4 桁のコードを規定例) ・1111 手元現金 (ベトナムドン) ・2112 有形固定資産 (建物、構築物) ・242 長期前払費用 ・4111 株主資本 (資本金) ・5111 売上高 (商品)



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6411 販売費（給与）</li> <li>・821 法人所得税</li> </ul>												
会計監査	外国企業、上場企業、金融機関などは、年一回の受監義務あり ※監査報告書には、主に、貸借対照表（B/S）、損益計算書（P/L）、キャッシュフロー計算書（C/F）、注記を記載する。												
会計監査期限	決算期から 90 日以内												
監査報告書提出先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画投資局</li> <li>・財務局</li> <li>・統計局</li> <li>・税務局</li> <li>・工業団地管理委員会（製造業など）</li> </ul> ※提出する監査報告書はベトナム語で作成												
記帳通貨	原則、ベトナムドン ※税務局に登録することで USD も可能												
固定資産	原則、VND30,000,000（1 単位）以上であれば、固定資産計上 VND30,000,000（1 単位）未満であれば、前払費用計上 ※減価償却方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・定額法</li> <li>・定率法</li> <li>・生産高比例法</li> </ul>												
土地使用权	土地は国有のものであり、永久に使用できるわけではない。土地使用期間は最大 50 年間（70 年間となる場合もあり） 無形固定資産計上ではなく、長期前払費用として計上し、費用化 ※耐用年数は定められたレンジより選択 例) <table border="1" data-bbox="470 1556 1193 1742"> <thead> <tr> <th>試算項目</th> <th>最短（耐用年数）</th> <th>最長（耐用年数）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工作機械</td> <td>7</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>陸送用車両</td> <td>6</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>堅固な建物</td> <td>25</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table>	試算項目	最短（耐用年数）	最長（耐用年数）	工作機械	7	15	陸送用車両	6	10	堅固な建物	25	50
試算項目	最短（耐用年数）	最長（耐用年数）											
工作機械	7	15											
陸送用車両	6	10											
堅固な建物	25	50											
その他	減損会計、退職給付会計、金融商品会計は未導入												



### Fair Consulting Vietnam Joint Stock Company

#### ■ Hanoi Office

3F, Leadvisors Place, 41A Ly Thai To Str., Hoan Kiem Dist., Hanoi, Vietnam

TEL : + 84 24 3974 4839

石井 大輔 (日本国公認会計士) [da.ishii@faircongrp.com](mailto:da.ishii@faircongrp.com)

#### ■ Ho Chi Minh Office

Unit 7, 8th Floor, Riverbank Place, 3C Ton Duc Thang St, Ben Nghe Ward, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam

TEL : + 84 28 3910 1480

藤原 裕美 (豪州公認会計士) [hi.fujiwara@faircongrp.com](mailto:hi.fujiwara@faircongrp.com)



YouTube で動画公開しています。

<https://youtu.be/zYl7wJYao7w>

## マレーシア

### 2024 年度 マレーシアの税制改正案

ニュースレター10月号では税制改正案(10月13日公表)の主要なものを記載しましたが、本号でも引き続き、税制改正案に関連した税制優遇措置等について解説します。

#### 1. 税制優遇措置

##### 1.1 再投資控除

9月1日に発表された New Industrial Master Plan (NIMP) 2030 では、マレーシアの経済的地位向上を目的とした目標が掲げられています。現状、製造業や農業従事企業を対象に認められている設備投資に対する優遇税制措置について、既存の再投資控除の適用期間が満了した企業についても、NIMP のもとで下記の通り高付加価値活動への投資に対して投資税額控除を認める提案がなされています。

ただし、適用される控除割合は、成果ベースによって決定されるとされているのみであり、決定方法の詳細については現時点では明示されていません。

	投資税額控除割合	所得相殺割合
Tier1	適格資本支出の 100%	法定所得の 100%まで
Tier2	適格資本支出の 60%	法定所得の 70%まで



(2024年1月1日から2028年12月31日の間にMIDA（マレーシア投資開発庁）が受理した申請が対象）

## 1.2 環境技術（グリーンテクノロジー）優遇税制の見直し

2050年までに持続可能なカーボンニュートラル国家の実現を目指すため、環境技術優遇税制が下記の通り見直されました。

### 1.2.1 GITA Project-事業目的

	対象となる活動	投資税額相殺割合	所得控除割合	期間
Tier1	グリーン水素	適格資本支出の 100%	法定所得の 100% 又は70%まで	最大10年 (5年+5年)
Tier2	・廃棄物処理 ・電気自動車充電ステーション	適格資本支出の 100%	法定所得の 100%まで	5年
Tier3	・バイオマス ・バイオガス ・小規模水力発電 ・地熱発電 ・太陽光発電 ・風力発電	適格資本支出の 100%	法定所得の70% まで	5年

(2024年1月1日から2026年12月31日の間にMIDAが受理した申請が対象)

### 1.2.2 GITA 固定資産取得-自社利用

	対象となる活動	投資税額控除割合	所得相殺割合	期間
Tier1	・財務省（Minister of Finance） に承認されている適格資産リスト ・バッテリー蓄電システム ・グリーンビルディング	適格資本支出の100%	法定所得の70%まで	3年
Tier2	・財務省（Minister of Finance） に承認されている適格資産リスト ・再生可能エネルギーシステム ・エネルギー効率向上	適格資本支出の60%	法定所得の70%まで	3年

(2024年1月1日から2026年12月31日の間にマレーシア環境技術・気候変動公社（MALAYSIAN GREEN TECHNOLOGY AND CLIMATE CHANGE CORPORATION）の承認を受けた環境技術対応資産の

取得が対象)

### 1.2.3 GITE-太陽光発電のリース

Tier (発電量)	所得相殺割合	期間
3MW 超 10MW 以下	法定所得の 70%まで	5 年
10MW 超 30MW 以下		10 年

(2024 年 1 月 1 から 2026 年 12 月 31 日の間に MIDA (マレーシア投資開発庁) が受理した申請が対象)

## 2. E-Invoice

2024 年 6 月に導入予定だった年間売上 RM1 億超の事業者の導入時期が、2024 年 8 月 1 日に延期されました。一方、年間売上 RM25 百万超 RM1 億以下の事業者は 1 年前倒しの 2025 年 1 月 1 日、それ以外の事業者は 2025 年 7 月 1 日からの導入とされ、全体の導入時期が早まっています。

対象となる納税者	実施日
年間売上高又は収入が RM1 億超	2024 年 8 月 1 日
年間売上高又は収入が RM25 百万円超 RM1 億以下	2025 年 1 月 1 日
上記以外	2025 年 7 月 1 日

### Fair Consulting Malaysia Sdn. Bhd.

Suite 2B-2-1, Level 2, Tower 2B, Plaza Sentral, Jalan Stesen Sentral 5,

50470 Kuala Lumpur, Malaysia

TEL : + 60 3 2742 7790

松本 健太郎 (日本国公認会計士) [ke.matsumoto@faircongrp.com](mailto:ke.matsumoto@faircongrp.com)

池田 莉菜 (日本国公認会計士) [ri.ikeda@faircongrp.com](mailto:ri.ikeda@faircongrp.com)

【本ニュースレターおよび、弊社サービス全般に関するお問い合わせ先】

株式会社フェアコンサルティング <https://www.faircongrp.com/>

〒104-0045 東京都中央区築地一丁目 12-22 コンビル 7 階

TEL : +81-3-3541-6863

Global RM 部 [grm@faircongrp.com](mailto:grm@faircongrp.com)

**YouTube チャンネルでも、情報発信しています。**チャンネル登録もお願いいたします。

<https://www.youtube.com/c/FairConsultingGroup>



越境ワーク 東南アジア編

<https://youtu.be/g5fg1dsP7Qg>

「FCGニュースレター 東南アジア・インド・オセアニア」の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCGニュースレター-東南アジア・インド・オセアニア」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCGニュースレター-東南アジア・インド・オセアニア」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。